滋賀県東近江農業農村振興事務所農産普及課 Facebook ページ利用要領

（目的）

第１条 この要領は、滋賀県東近江農業農村振興事務所農産普及課（以下、当課とする）が、当課ソーシャルメディアガイドラインに基づいてFacebook ページを県民等への情報伝達媒体として利用するにあたって、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）Facebook

Meta Platforms,Inc.がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。

（２）Facebook ページ

特定の企業やブランド、またはアーティストや有名人などが、ユーザーとの交流を図るためのページをいう。

（３）公式ページ

当課が運用する次のFacebook ページをいう。

ページ名：ふきゅーとる東近江

アドレス：https://www.facebook.com/fecutre

（４）利用者

公式ページを閲覧する者、公式ページ上のコンテンツに対して「いいね！」、「シェア」、コメントおよびその他Facebookページ上の各機能を使用する者をいう。

（運用管理者）

第３条 公式ページの運用管理は、当課課長（以下、「運用管理者」という。）が行う。

２ 運用管理者は、公式ページの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

（１）公式ページ上への情報の掲載および削除等の承認、指示

（２）ユーザー情報やパスワード等の管理

（３）掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応

（４）その他、適切な運用を行うために必要な事項

（投稿者）

第４条 公式ページへの投稿は、運用管理者が指定した職員が行う。

２ 指定された職員はFacebookの個人IDを取得し、公式ページの管理者として登録する。

（掲載情報）

第５条 公式ページでは、農業者への技術情報の提供、一般消費者への農業農村への関心の喚起を目的として次に掲げる情報を提供する。

（１）当課の活動内容を広報するための情報

（２）東近江地域の農業情報

（３）その他運用管理者が適当と認めるもの

２ 情報の掲載に当たっては、適切な提供に努めるものとする。

（禁止事項）

第６条 公式ページでは、次の各号に該当する利用者からのコメントを禁止する。

（１）法令等に違反し、または違反する恐れがあるもの

（２）公の秩序または善良の風俗に反するもの

（３）人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの

（４）本人の承諾なく個人情報等を掲載する等プライバシーを侵害するもの

（５）特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの

（６）広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの

（７）政治または宗教の活動を目的とするもの

（８）虚偽や事実と異なる内容を含むもの

（９）わいせつな表現を含むもの

（10）掲載記事と無関係なもの

（11）上記（１）から（10）までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの

（12）その他、運用管理者が不適切と判断するもの

２ 利用者からのコメントについて、運用管理者が前項の各号に該当すると判断した場合は、利用者に断りなく、コメントの全部または一部を削除する。

（コメントへの返信）

第７条 利用者からのコメントに対する返信は、原則として行わない。

（著作権）

第８条 公式ページに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

（アカウントの明示）

第９条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、公式ページのアドレス等を滋賀県公式ホームページ上に明示する。

（免責事項）

第10条 滋賀県は、公式ページに投稿された利用者からのコメントについて、一切の責任を負わない。

２ 滋賀県は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって、利用者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

３ 滋賀県は、その他公式ページを利用することで生じた直接・間接的な損失について、一切の責任を負わない。

付則 この利用要領は平成27年９月17日から施行する。

付則 この利用要領は平成28年８月８日から施行する。

付則 この利用要領は令和４年４月６日から施行する。